

2014 No.544

8・9月号



# 社会保険 ながさき

SOCIAL CUSTOMS NAGASAKI

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <http://www.shaho-nagasaki.or.jp/>



シジミ蝶

SCN健康文化センター「写真教室」龍 曠光

## Contents

### 日本年金機構 年金事務所

- 賞与支払届の提出はお済ですか ..... 2
- 住所変更はありませんか? ..... 2
- 職場における社会保険の身近な相談役  
年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします ..... 3
- 各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ ..... 3

### 全国健康保険協会 長崎支部

- 第三者行為（交通事故・ケンカなど）による傷病で  
保険証を使用する場合は届出が必要です ..... 4
- 平成26年7月から申請書・届出書の様式を新しくしました ..... 5
- 健康保険委員を募集しています ..... 5

### 一般財団法人長崎県社会保険協会

- 年金シニアライフセミナーのお知らせ ..... 6
- 壱岐健康フェスティバルのお知らせ ..... 6
- 社会保険健康ウォーキングのお知らせ ..... 7
- 健康相談所 ..... 7
- 対馬地区社会保険ポウリング大会のお知らせ ..... 7
- 社保川柳 ..... 8
- 出張年金相談所開設のお知らせ(26/9・10月) ..... 8

回 覧

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|

事業所内で回覧をお願いします。

## 賞与支払届の提出はお済ですか

「賞与」を支払ったときは、「賞与支払届」の提出が必要です。この届出に基づき「標準賞与額」が決定され、毎月の保険料と同率の保険料を事業主と被保険者が折半して納付することになります。

### ◆「賞与」とは…

賃金、給料、期末手当などの名称を問わず、被保険者に労働の対償として支払うもののうち、年3回以下で支払うものをいいます。なお、年4回以上支払う同一性質のものについては、月々の保険料を算定するうえで基礎となる「標準報酬月額」の対象となります。

### ◆「標準賞与額」とは…

被保険者に支払われた「賞与」の金額から1,000円未満の端数を切り捨てた額をいいます。この「標準賞与額」に保険料率を乗じて算定されたものが「賞与」の保険料額となります。また、「標準賞与額」には上限が設定されており、健康保険は年度（4月から翌年3月）ごとに累計で540万円、厚生年金保険は1カ月につき150万円となります。

### ◆「賞与支払届」の提出は…

あらかじめ登録いただいている賞与支払予定月の前月に、年金事務所から被保険者氏名などを印字した「賞与支払届」または被保険者の基本情報を収録したCDを送付いたしますので、「賞与」を支払った日から**5日以内**に「被保険者賞与支払届総括表」とともに提出してください。

賞与支払予定月に支給がなかった場合も、「賞与支払届総括表」の提出が必要です。「不支給1」に○印をつけて提出してください。また、「賞与」を支払った被保険者の中に70歳以上の方がいる場合は、「70歳以上被用者賞与支払届」についても併せて提出してください。

## ～資格取得月・資格喪失月の取扱いについて～

- 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 年金額の計算には保険料の対象となったものが反映します。

## 住所変更はありませんか？

住所変更の届出がお済みでない方は、大切な「ねんきん定期便」や事前送付の「年金請求書」などをお届けできなくなります。被保険者や国民年金第3号被保険者である被扶養配偶者の住所に変更があった場合は、すみやかに「被保険者住所変更届」の提出をお願いします。

## 健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を事務センターで集中して行っています。事務センターへの直接送付にご協力をお願いします。

送付先 〒850-8532

長崎市興善町6-5 興善町イーストビル

長崎事務センター 管理・厚生年金適用グループ 宛

※ 適用事業所所在地・名称変更(訂正)届(管轄外)、二以上事業所勤務者関係届書、船員保険関係届書等は管轄の年金事務所に提出してください。

## 職場における社会保険の身近な相談役

# 年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

### 年金委員・健康保険委員とは

年金事業及び健康保険事業の推進を図るため、職場における年金事務所・協会けんぽと従業員のパイプ役として、事業の広報、身近な相談役などの役割をお願いします。

### 年金委員・健康保険委員に委嘱されると

- 年金委員は「厚生労働大臣」から、健康保険委員は「全国健康保険協会長崎支部長」から委嘱状などが交付されます。
- 年金事務所・協会けんぽでは年に2回程度「研修会」を開催し、情報提供を行っています。
- 制度の改正などの情報がホームページや郵送などで提供されます。

### 年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします

年金委員・健康保険委員の活動内容などをご理解いただき、ぜひ年金委員・健康保険委員の推薦をお願いします。

なお、すでに年金委員・健康保険委員の委嘱がされている事業所も、複数の年金委員・健康保険委員の委嘱ができますので推薦の検討をお願いします。

事業所

- 社会保険制度の周知・啓発
- 社会保険事業への協力
- 年金相談・健康相談
- 健康づくりの推進

年金委員  
健康保険委員

年金事務所  
協会けんぽ

- 社会保険制度の周知・啓発
- 社会保険事業の推進
- 社会保険相談事業
- 保健事業

|        | 推薦書の提出先  | 推薦書の用紙  |
|--------|----------|---|
| 年金委員   | 管轄の年金事業所 | 管轄の年金事務所に請求いただくか、日本年金機構のホームページからダウンロードしてください。 |
| 健康保険委員 | 協会けんぽ    | 協会けんぽに請求いただくか、協会けんぽのホームページからダウンロードしてください。     |

※人事異動などで年金委員・健康保険委員を変更される場合は、「推薦書」及び「辞退届」の提出をお願いします。

## 各年金事務所における年金相談予約制のお知らせ

長崎南、長崎北、佐世保、諫早の各年金事務所では、予約制による年金相談を実施しておりますので、ぜひご利用ください。

### ■ 予約相談受付内容

年金請求のお手続き、離婚分割、その他

### ■ 予約申し込み方法

年金相談のご予約は、相談希望日1カ月前から前日まで、お電話又は年金相談窓口でお受けいたしております。また、ご予約を受け付ける際には、『基礎年金番号』『相談者氏名』『電話番号』、『相談内容』等について確認させていただきます。

### ■ 予約申し込み電話番号 ※電話の受付時間は平日8:30~17:00です。(土・日・祝日、12月29~1月3日を除く)

| ◆ 長崎南年金事務所                 | ◆ 長崎北年金事務所                 | ◆ 佐世保年金事務所                 | ◆ 諫早年金事務所                  |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| ☎ 095-825-8707<br>(お客様相談室) | ☎ 095-861-1387<br>(お客様相談室) | ☎ 0956-34-1145<br>(お客様相談室) | ☎ 0957-25-1663<br>(お客様相談室) |

年金相談にお越しの際は、年金手帳(基礎年金番号通知書)、年金証書、振込通知書などの他、相談者ご本人であることを確認できるものをご持参の上、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。なお、代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。

※予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。



## 第三者行為(交通事故・ケンカなど)による傷病で 保険証を使用する場合は届出が必要です

交通事故やケンカなど、第三者の行為による負傷で、健康保険を使って治療を受けたときには「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いします。

### 第三者行為とは？

- ◆ 相手方がいる交通事故
- ◆ ケンカなど暴力をふるわれてケガをした場合
- ◆ 他人の飼っている動物に咬まれてケガをした場合
- ◆ 飲食店等で食中毒になった場合 等

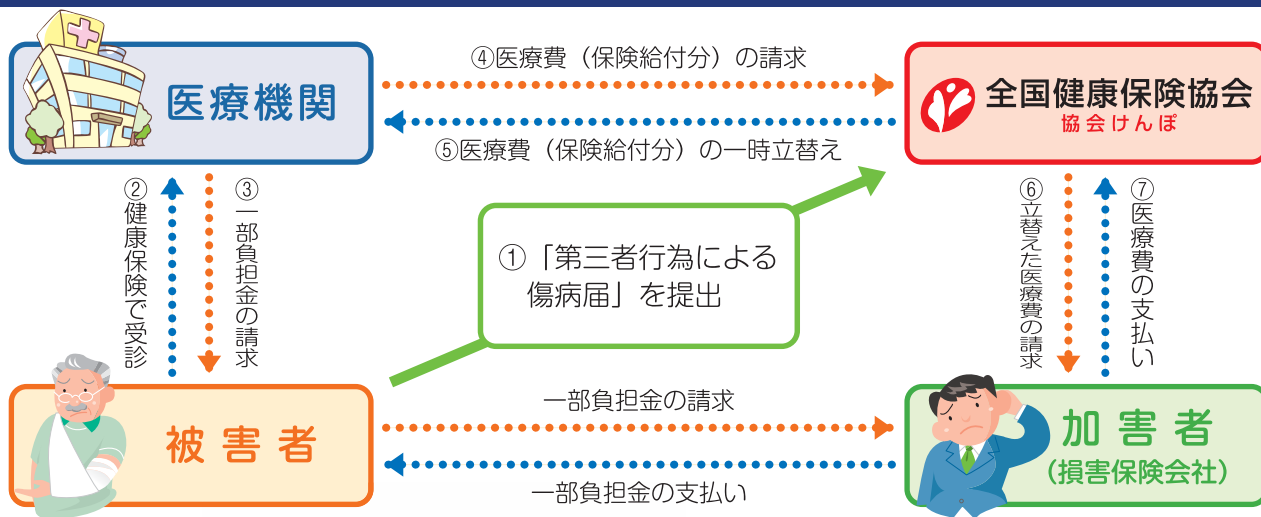


※ 仕事または通通勤途中のケガの場合は、原則、健康保険証を使用することができません。事業所所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。

### どうして届出が必要なの？

上記のような第三者行為によって負ったケガ等の治療費は、本来その相手方（加害者）が負担すべきものです。しかし、事故の状況や相手方の事情により、健康保険で治療を受けなければならない場合には、協会けんぽに『第三者の行為による傷病届』などをご提出いただくことで、保険診療を受けられることになっています。その負担分については、協会けんぽが加害者に代わって一時的に立替えたことになり、協会けんぽは後日加害者または損害保険会社等へ請求することになります。（損害賠償請求権の代位取得）

### 健康保険を使用して治療を受けた場合の流れ



**示談をする前に協会けんぽにご相談ください！**

示談の内容によっては、示談後に健康保険の給付が受けられなくなる場合があります。

後日思わぬ問題が生じないように、示談をされる前に協会けんぽにご相談ください。

※ 『第三者の行為による傷病届』は協会けんぽのホームページよりダウンロードしていただくか、郵送にてお送りいたしますので当支部にお問い合わせください。

※ 『第三者の行為による傷病届』に添付していただく書類は、状況によって異なりますので、当支部までお問い合わせください。

◆お問い合わせ先◆

レセプトグループ ☎ 095-829-5000



## 平成26年7月から申請書・届出書の様式を新しくしました

協会けんぽでは、加入者・事業主のみなさまにご記入いただく申請書・届出書を「見やすく」「わかりやすく」「記入しやすく」するため、平成26年7月から様式を新しくしました。

### 様式変更 Q & A

**Q：新様式はどこで入手できますか？**

A：最寄りの協会けんぽ窓口や、ホームページから入手できます。また、全国のセブンイレブンの「ネットプリント」(有料)でも入手できます。



**Q：従来の様式は使えなくなりますか？**

A：従来の様式もご使用いただけます。一方で、少しでもスムーズに手続きできるよう、新様式への切り替えにご協力をお願いいたします。

新様式は協会けんぽのホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ

検索



## 健康保険委員を募集しています

協会けんぽでは、健康保険委員（健康保険サポーター）として、健康保険事業の推進にご協力いただける方を募集しています。

健康保険委員は、事業主・加入者の皆さまと協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただいています。

### ◆広報

協会けんぽからの情報提供に基づき、事業主及び加入者の方々に対して健康保険事業に関する周知・広報のご協力をお願いします。

### ◆相談

各種申請書等の手続きについて、加入者の方々からの相談へのご対応をお願いします。

### ◆各種事業の推進

保健事業等の健康保険事業の促進や円滑な実施のために、事業主や加入者の方々に対して健康保険事業に関する理解の促進や、健康づくりや生活習慣病の予防に関する啓発、各種事業への参加の呼びかけ等にご協力をお願いします。

### ◆モニター

健康保険事業の運営やサービスに関して、ご意見をお伺いし、参考にさせていただきます。

## 登録方法

健康保険委員にご登録いただける方は、「健康保険委員同意書」をご提出ください。また、すでにご登録いただいている方が、異動や退職等の理由により、健康保険委員を交代または辞退される場合は、「健康保険委員交代・辞退届」をご提出ください。

「健康保険委員同意書」、「健康保険委員交代・辞退届」は、協会けんぽ長崎支部のホームページよりダウンロードができます。ダウンロードができない場合は郵送いたしますので、ご連絡ください。



### ◆お問い合わせ先◆

企画総務グループ ☎ 095-829-6001

## 年金シニアライフセミナーのお知らせ

定年退職後の健康で豊かな「新たな人生」を過ごすための情報を専門講師が提供し、皆様のライフプラン設計をサポートします。ご夫婦等、皆様の参加をお待ちしております。



| 開催日            | 会場                   | 定員  |
|----------------|----------------------|-----|
| 平成26年 9月 3日(水) | アルカスSASEBO (佐世保市三浦町) | 50名 |
| 平成26年 9月 9日(火) | 諫早市商工会館 (諫早市高城町)     | 40名 |
| 平成26年 9月11日(木) | 長崎県市町村会館 (長崎市栄町)     | 50名 |
| 平成26年 9月22日(月) | 対馬市交流センター (対馬市厳原町)   | 30名 |
| 平成26年10月 3日(金) | 平戸市文化センター (平戸市岩の上町)  | 30名 |

**受付** 12:30

**終了** 16:30 ※各会場共通

**参加費** 無料 (非会員事業所の方は資料代等として3,000円ご負担ください。)

**お申込** 下記申込書をご記入いただきFAXでお申し込みください。

### 年金シニアライフセミナー 参加申込書

※希望会場に○を付してください。

|             |  |  |            |   |          |
|-------------|--|--|------------|---|----------|
| 参加会場        | 1. 佐世保      2. 諫早      3. 長崎      4. 対馬      5. 平戸 |  |            |   |          |
| 事業所名<br>所在地 | 事業所名   |  | ☎ (      ) |   |          |
|             | 社会保険の事業所記号番号<br>-      -                           |  | 〒          |   |          |
| 参加者氏名       | 男・女  |  | 年齢         | 歳 | 被保険者・配偶者 |
|             | 男・女  |  | 年齢         | 歳 | 被保険者・配偶者 |
|             | 男・女  |  | 年齢         | 歳 | 被保険者・配偶者 |
|             | 男・女  |  | 年齢         | 歳 | 被保険者・配偶者 |

※このお申込みにご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外に使用いたしません。

## 壱岐健康フェスティバルのお知らせ

被保険者やそのご家族の健康増進のためグラウンドゴルフとソフトバレーボールを開催します。

|     |                |           |
|-----|----------------|-----------|
| 開催日 | 平成26年10月25日(土) | グラウンドゴルフ  |
|     | 平成26年10月26日(日) | ソフトバレーボール |



**お申し込み先  
お問い合わせ先**

一般財団法人 長崎県社会保険協会 〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

長崎県社会保険協会

☎ 095-844-7120 FAX 095-843-0449

# 社会保険健康ウォーキングのお知らせ

気軽に人気のあるウォーキングを開催します。スポーツには絶好の季節に実施するイベントにみなさまお誘い合わせのうえご参加ください。

県南地区

平成26年11月1日(土)  
長崎市伊王島ウォーキングコース  
定員 100名  
大波止ターミナルビル(船着場付近)8:30 集合

県北地区

平成26年11月8日(土)  
川棚大崎半島  
定員 100名  
「しおさいの湯」第2駐車場 9:30 集合  
\*JR利用者は川棚駅から送迎します。9:10 集合(要予約)



**持参品** 弁当、雨具等ウォーキングに必要なもの

**その他** ウォーキングの後は温泉でリフレッシュ(入浴券を進呈します。)

\*募集締切り後に、詳細についてご案内文書を郵送します。

## 健康ウォーキング参加申込書

※希望会場に○を付してください。

|       |                                      |   |      |
|-------|--------------------------------------|---|------|
| 参加会場  | 1. 長崎市伊王島    2. 川棚大崎半島 (①現地集合 ②送迎希望) |   |      |
| 事業所名  | 〒                                    | - | ☎    |
|       |                                      |   | -    |
| 参加者氏名 | 〒                                    | - | ☎/携帯 |
|       |                                      |   | -    |
|       | 〒                                    | - | ☎/携帯 |
|       |                                      |   | -    |

※このお申込みにご記入いただいた個人情報は、本事業の運営及びそれに関するご連絡・ご案内以外に使用いたしません

## 健康相談所

保健師による

無料

場所

川棚大崎温泉「しおさいの湯」

時間等

6~9月 (第1、第3日曜日 11:30~14:00)  
10月から (第2、第4日曜日 11:30~14:00)



## 対馬地区社会保険ボウリング大会のお知らせ

対馬地区の事業所で働く被保険者等の健康の保持・増進と会員相互の親睦を図るため、事業所対抗の対馬地区ボウリング大会を開催します。

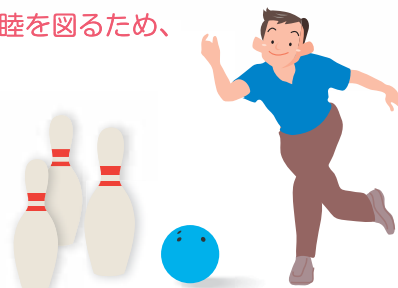
**開催日時** 平成26年9月21日(日)

14:00 開会    14:15 スタート

**開催場所** アミューズメントパークアップー ☎0920-53-5353

\*1チーム3名(男女問わず)

\*詳細は当協会のホームページをご覧ください。定員(14チーム)になり次第締切ります。



お申し込み先  
お問い合わせ先

一般財団法人 長崎県社会保険協会 〒852-8118 長崎市松山町4-52 囲本社ビル5階

長崎県社会保険協会 検索

☎ 095-844-7120    FAX 095-843-0449

# 社保川柳

選評 川口寿男 今月のお題

## 食べる

**第一位**  
 恋人に戻る妻との食べ歩き

長崎 城谷 富好  
 「評」若い奥さんではないので、ようやくとさめを再び取り戻した奥さんの食べ歩き、奥さんの幸せの再発見である楽しい時を思い、こちらも幸せ感に包まれます。

**第二位**  
 バイキング料金ほどは食べられず

長崎 中村 欽光  
 「評」この句には歳のごとは触れてありませんが、言外に読み取ることができ、私も全く同感です。その場では何とか食べられてはいることを考えることもありますが、進みません。若い者でも同進しなごには元は取れないようです。

**第三位**  
 別腹が大活躍のバイキング

諫早 江口 雅子  
 「評」句は若さあふれる句で、別に胃袋がある感じですが、実験的にも合理的な別腹はあるようです。拙稿で恐縮ですが、「スイーツは別腹を出して体脂肪と詠んだことがあります。」

**佳作**

亡き母の手料理今も懐かしく

長崎 山本登喜子

道の駅地元の旬を食べに行く

佐世保 神戸 一明

五分粥を食べさす夫の退院日

長崎 岡 智英子

ダイエット食べる順番考える

長崎 西島 裕子

いただきますごちそうさまのいい笑顔

佐々 江田 靖子

久々の珍味食べ過ぎ胃は苦勞

東彼杵 溝上 好勝

一日の量に入れないつまみ食い

長崎 麻生 郁子

手術後は食べることをさえ大仕事

島原 松田 信子

別腹と言いついで食う串団子

長崎 長谷川カオル

もりもりと食べて遊んで子は育つ

佐世保 多久島 忠

喰い放題店主悩ます食べ盛り

佐世保 鶴田 竹一

食べ過ぎは出た腹を見て後悔し

大村 溝口 益代

飽食と飢えが同居をする地球

諫早 小田庄之助

食べ残し持つてゆきたい難民児

波佐見 城島イチ子

食べ盛り横目でにらむダイエット

松浦 井元 定子

割り勘に元をとるぞと食べまくる

波佐見 神近美佐子

ケーキ食べ別腹ですと自己暗示

波佐見 神近マサエ

選者の句  
 お代わりがすすいすい入る椀子蕎麦

**川柳の応募規定**

次のお題「旅」

応募用紙 八かき（川柳は3句以内）

締め切り 平成26年9月5日必着

発表 平成26年10・11月号紙上

宛 先 〒八五二一八一 一八

長崎市松山町四番五十一号（西本社ビル五階）

一般財団法人長崎県社会保険協会

賞品贈呈 入選3席に記念品を贈呈します

### 平成26年9月・10月 出張年金相談所のご案内

各年金事務所では、出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

\*は、予約制です。予約に関しましては、市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、杵崎市、対馬市の予約受付は管轄年金事務所にお申し込みください。

●相談においでの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。  
 ●代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

#### 長崎県の社会保険事業概要

平成26年5月現在

| 事業所数<br>(船舶所有者数) | 被保険者数  | 平均標準<br>報酬月額 |
|------------------|--------|--------------|
| 協会けんぽ            | 19,722 | 242,675      |
| 船員保険             | 251    | 352,052      |
| 厚生年金保険           | 19,870 | 242,549      |

#### 長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

| 開設日       | 時間         | 予約 | 市町名   | 場所            |
|-----------|------------|----|-------|---------------|
| 9月18日(木)  | 9:00~15:00 | *  | 新上五島町 | 新上五島町石油備蓄記念会館 |
| 9月19日(金)  | 9:00~12:00 | *  | 新上五島町 | 若松支所 会議室      |
| 9月25日(木)  | 9:00~16:00 | *  | 五島市   | 五島市役所 会議室     |
| 9月26日(金)  | 9:00~15:00 | *  | 五島市   | 五島市役所 会議室     |
| 10月10日(金) | 9:00~15:00 | *  | 新上五島町 | 有川支所1階健康相談室   |
| 10月30日(木) | 9:00~16:00 | *  | 五島市   | 五島市役所 会議室     |
| 10月31日(金) | 9:00~15:00 | *  | 五島市   | 五島市役所 会議室     |

#### 佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1145

| 開設日       | 時間          | 予約 | 市町名  | 場所       |
|-----------|-------------|----|------|----------|
| 9月11日(木)  | 11:00~15:00 | *  | 松浦市  | 福島支所     |
| 9月25日(木)  | 10:00~15:00 | *  | 松浦市  | 松浦市役所    |
| 9月30日(火)  | 10:00~15:00 | *  | 平戸市  | 平戸市役所    |
| 10月15日(水) | 13:00~17:00 | *  | 小値賀町 | 小値賀町役場   |
| 10月16日(木) | 8:30~12:00  | *  | 佐世保市 | 宇久行政センター |
| 10月23日(木) | 10:00~15:00 | *  | 松浦市  | 松浦市役所    |
| 10月28日(火) | 10:00~15:00 | *  | 平戸市  | 平戸市役所    |

#### 長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1387

| 開設日       | 時間          | 予約 | 市町名 | 場所                 |
|-----------|-------------|----|-----|--------------------|
| 9月4日(木)   | 11:00~15:00 | *  | 西海市 | 大島総合支所 会議室         |
| 9月17日(水)  | 13:30~17:00 | *  | 対馬市 | 美津島地域活性化センター 別館 2階 |
| 9月18日(木)  | 9:00~17:00  | *  | 対馬市 | 対馬市役所 別館 会議室       |
| 9月25日(木)  | 9:00~17:00  | *  | 壱岐市 | 勝本庁舎 会議室           |
| 9月26日(金)  | 9:00~14:00  | *  | 壱岐市 | 勝本庁舎 会議室           |
| 10月2日(木)  | 11:00~15:00 | *  | 西海市 | 西海保健センター           |
| 10月15日(水) | 14:00~17:00 | *  | 対馬市 | 峰地域活性化センター         |
| 10月16日(木) | 9:00~17:00  | *  | 対馬市 | 上対馬総合センター          |
| 10月23日(木) | 9:00~17:00  | *  | 壱岐市 | 芦辺庁舎 会議室           |
| 10月24日(金) | 9:00~14:00  | *  | 壱岐市 | 芦辺庁舎 会議室           |

#### 諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1663

| 開設日       | 時間          | 予約 | 市町名  | 場所                 |
|-----------|-------------|----|------|--------------------|
| 9月3日(水)   | 10:00~15:00 | *  | 波佐見町 | 波佐見町役場 相談室         |
| 9月10日(水)  | 10:00~15:00 | *  | 南島原市 | 西有家庁舎 相談室          |
| 9月17日(水)  | 10:00~15:00 | *  | 島原市  | 島原市役所 市民窓口サービス課ロビー |
| 9月24日(水)  | 10:00~15:00 | *  | 島原市  | 島原市役所 市民窓口サービス課ロビー |
| 10月1日(水)  | 10:00~15:00 | *  | 川棚町  | 川棚町中央公民館 集会室       |
| 10月8日(水)  | 10:00~15:00 | *  | 南島原市 | 口之津支所 会議室          |
| 10月15日(水) | 10:00~15:00 | *  | 島原市  | 島原市役所 市民窓口サービス課ロビー |
| 10月22日(水) | 10:00~15:00 | *  | 北有馬町 | 北有馬支所 応接室          |